

伊奈町役場新庁舎整備事業
設計・施工一括発注に伴う公募型プロポーザル

《様式集》

1. 参加申請に関する提出書類

様式1	参加資格確認申請書
様式2-1	設計業務に当たる者の設計実績
様式2-2	工事監理業務に当たる者の工事監理実績
様式2-3	施工業務に当たる者の施工実績
様式3-1	統括責任者の資格及び実績
様式3-2	設計技術者の資格及び実績
様式3-3	工事監理技術者の資格及び実績
様式3-4	施工技術者の資格及び実績
様式4	委任状
様式5-1	設計共同企業体協定書 ※
様式5-2	工事監理共同企業体協定書 ※
様式5-3	特定建設工事共同企業体協定書 ※
様式6	質問書 (Excel で提出)

2. 共創対話に関する提出書類

様式7	共創対話申込書
様式8	共創対話協議事項 (Excel で提出)

3. 技術提案書・見積書に関する提出書類

様式9	技術提案書等提出届
様式10-1~7	技術提案書
様式11	地域貢献提案書
様式12-1	提案時見積書
様式12-2	提案時見積内訳書 (Excel で提出)
様式13-1	VE 提案総括表 (Excel で提出) ※
様式13-2	VE 提案説明資料 ※

4. 改善された技術提案書に関する提出書類

様式14	改善された技術提案書等提出届
様式15-1~7	改善された技術提案書 ※
様式16	改善された地域貢献提案書 ※
様式17-1	改善された提案時見積書 ※
様式17-2	改善された提案時見積内訳書 (Excel で提出) ※
様式18	提案概要書

5. その他

様式19	資料受領申請書兼誓約書
様式20	地域貢献関心表明書 ※

※ 該当しない場合は提出不要

参加資格確認申請書

伊奈町長 大島 清 あて

(代表者) 所在地
商号又は名称
代表者氏名
担当者及び連絡先

「伊奈町役場新庁舎整備事業 設計・施工一括発注に伴う公募型プロポーザル」に参加することを表明します。なお、この申請書及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

施工業務に当たる者

所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

設計業務に当たる者

所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

工事監理業務に当たる者

所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

※ 共同企業体の場合は、その名称を記載すること。

誓約事項

伊奈町役場新庁舎整備事業 設計・施工一括発注に伴う公募型プロポーザルに参加するに当たり、この申請書及び添付書類のほか、実施要領「5. 参加資格要件等」に記載する次の要件等をすべて満たしていることを誓約します。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 該当業務に係る業種において、令和5・6年度伊奈町建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。または、伊奈町建設工事等競争入札参加資格者名簿に未だ登録されていないが、参加資格確認申請書の提出日において、該当業務に係る営業項目において現に申し込み中であり、技術提案書の提出日において登録が完了していること。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがされていないこと。または、民事再生法に基づく再生手続開始又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度、伊奈町の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者。
- ④ 参加資格確認申請書の提出日から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間に、「伊奈町建設工事等業者入札参加停止要綱」に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- ⑤ 提案参加者の構成員のいずれかが、他の提案参加者の構成員でないこと。
- ⑥ 提案参加者の構成員のいずれかが、他の提案者の構成員との間に、次のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ア 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）又は再生手続が存続中の会社（民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。））である場合は除く。
 - (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人）を現に兼ねている場合
 - ウ その他の関係
上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ⑦ 本事業に係るコンストラクション・マネジメント業務の受託者（株式会社山下PMC）又は同受託者と次の資本人事関係において関連がある者でないこと。
 - ア 株式会社山下PMCの発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていること。
 - イ 代表権を有する役員が株式会社山下PMCの代表権を有する役員を兼ねていること。
- ⑧ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、伊奈町発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。「暴力団員が実質的に経営を支配する業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警

察当局にて行うものとする。また、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。なお、これに準ずるものとは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

ア 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

イ 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

ウ 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

エ 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。また、「当該状態が継続している場合」については、該事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

- ⑨ 経営状況が健全であること。なお、健全であるとは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者を指す。
- ⑩ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ⑪ 伊奈町役場新庁舎整備事業設計・施工一括発注に伴う公募型プロポーザル選定審査委員会の委員が経営又は運営に関与していない者であること。

所在地
商号又は名称
代表者

施工業務に当たる者の施工実績

項目	1	2	3
実績種別	<input checked="" type="checkbox"/> 同種業務 (免震構造に限る)	<input type="checkbox"/> 同種業務 <input type="checkbox"/> 類似業務 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 同種業務 <input type="checkbox"/> 類似業務 <input type="checkbox"/> その他
業務名			
発注者名			
最終請負金額 (消費税を除く。)	(単体の場合) 円	(単体の場合) 円	(単体の場合) 円
	(JVの場合) 全体額 円 当社分 円	(JVの場合) 全体額 円 当社分 円	(JVの場合) 全体額 円 当社分 円
工期			
受注形態	単体又は共同企業体 (出資割合〇〇%)	単体又は共同企業体 (出資割合〇〇%)	単体又は共同企業体 (出資割合〇〇%)
工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
面積 (複合用途の場合、当該用途のみの面積)	() m ²	() m ²	() m ²
構造・階数	(一部 造) 地上 階、地下 階 免震構造 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	(一部 造) 地上 階、地下 階 免震構造 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	(一部 造) 地上 階、地下 階 免震構造 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
施設用途	庁舎		

注1 実績等は同種業務を1件以上記載し、3件を上限とする。

注2 実績については、契約書の写し、平面図等の写し、配置予定技術者の従事状況の証明書類を添付すること。
当該業務が、CORINSに登録されている場合は、記載部分の写し、記載した業務または工事の内容が確認できる平面図等の写しを添付すること。

設計技術者の資格及び実績

配置予定技術者等		<input type="checkbox"/> 管理技術者(設計業務) <input type="checkbox"/> 主任技術者(建築設計) <input type="checkbox"/> 主任技術者(構造設計) <input type="checkbox"/> 主任技術者(電気設備設計) <input type="checkbox"/> 主任技術者(機械設備設計)		
		会社名 氏名		
保有資格		資格名： (登録番号：) (取得年月日： 年 月 日)		
業務 経 歴	項目	1	2	3
	実績種別	<input type="checkbox"/> 同種業務 <input type="checkbox"/> 類似業務 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 同種業務 <input type="checkbox"/> 類似業務 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 同種業務 <input type="checkbox"/> 類似業務 <input type="checkbox"/> その他
	業務名			
	発注者名			
	委託期間	<input type="checkbox"/> 基本設計： <input type="checkbox"/> 実施設計：	<input type="checkbox"/> 基本設計： <input type="checkbox"/> 実施設計：	<input type="checkbox"/> 基本設計： <input type="checkbox"/> 実施設計：
	工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
	面積 (複合用途の場合、当該用途のみの面積)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
	構造・階数	(一部 造) 地上 階、地下 階 免震構造 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	(一部 造) 地上 階、地下 階 免震構造 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	(一部 造) 地上 階、地下 階 免震構造 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	施設用途			
	担当者が 従事した立場	<input type="checkbox"/> 管理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 担当者 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 管理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 担当者 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 管理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 担当者 <input type="checkbox"/> その他 ()

- 注1 配置予定技術者ごとに作成すること。
- 注2 管理技術者(設計業務)と主任技術者(建築設計)を兼務する場合は、同一の調書による作成を可とする。
- 注3 保有資格を確認できる公的機関が発行した書類の写し、及び提案参加者に属していることが確認できる健康保険証などの写しの資料を添付すること。
- 注4 実績等は3件を上限とする。
- 注5 実績については、契約書の写し、平面図等の写し、配置予定技術者の従事状況の証明書類を添付すること。当該業務が、PUBDISに登録されている場合は、記載部分の写し、記載した業務または工事の内容が確認できる平面図等の写しを添付すること。

工事監理技術者の資格及び実績

配置予定技術者等		<input type="checkbox"/> 管理技術者(工事監理業務) <input type="checkbox"/> 主任技術者(建築工事監理) <input type="checkbox"/> 主任技術者(構造工事監理) <input type="checkbox"/> 主任技術者(電気設備工事監理) <input type="checkbox"/> 主任技術者(機械設備工事監理)		
保有資格		資格名： (登録番号：) (取得年月日： 年 月 日)		
業務 経 歴	項目	1	2	3
	実績種別	<input type="checkbox"/> 同種業務 <input type="checkbox"/> 類似業務 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 同種業務 <input type="checkbox"/> 類似業務 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 同種業務 <input type="checkbox"/> 類似業務 <input type="checkbox"/> その他
	業務名			
	発注者名			
	委託期間			
	工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
	面積 (複合用途の場合、当該用途のみの面積)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
	構造・階数	(一部 造) 地上 階、地下 階 免震構造 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	(一部 造) 地上 階、地下 階 免震構造 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	(一部 造) 地上 階、地下 階 免震構造 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	施設用途			
	担当者が 従事した立場	<input type="checkbox"/> 管理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 担当者 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 管理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 担当者 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 管理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 担当者 <input type="checkbox"/> その他 ()

- 注1 配置予定技術者ごとに作成すること。提出時に配置予定技術者等が特定できない場合には、複数の配置予定技術者等を認めるが、この場合も、配置予定技術者等ごとに作成すること。
- 注2 管理技術者(工事監理業務)と主任技術者(建築工事監理又は構造工事監理)を兼務する場合、及び主任技術者(電気設備工事監理)と主任技術者(機械設備工事監理)を兼務する場合は、同一の調書による作成を可とする。
- 注3 保有資格を確認できる公的機関が発行した書類の写し、及び提案参加者に属していることが確認できる健康保険証などの写しの資料を添付すること。
- 注4 実績等は3件を上限とする。
- 注5 実績については、契約書の写し、平面図等の写し、配置予定技術者の従事状況の証明書類を添付すること。当該業務が、PUBDISに登録されている場合は、記載部分の写し、記載した業務または工事の内容が確認できる平面図等の写しを添付すること。

委任状

伊奈町長 大島 清 あて

施工業務に当たる者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

設計業務に当たる者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

工事監理業務に当たる者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

※ 共同企業体の場合は全ての構成員を記載し、構成員数に応じてこの様式に準じ作成すること。

(様式4)

私達は、下記の者を代理人（代表者を代理人とする）と定め、プロポーザルに関し、次の権限を委任します。

受任者	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印

委任事項

- 1 参加資格に関する提出書類について
- 2 技術提案及び見積について
- 3 契約締結について
- 4 保証金の納付及び領収について
- 5 支払金の請求及び領収について

受任者印鑑（使用印）

印

設計共同企業体協定書

(目的)

第1条 当設計共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 伊奈町役場新庁舎整備事業（当該事業内容の変更に伴うものを含む。以下「本事業」という。）の設計
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当設計共同企業体は、〇〇設計共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 企業体は、令和 年 月 日に成立し、本事業の開発工事の完了後の6か月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 本事業を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、本事業に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。
- 3 優先交渉権者として選定されなかつたときは、当企業体は、第1項の規定にかかわらず、本事業の優先交渉権者として選定しなかつた旨の通知があつた日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 企業体は、〇〇株式会社を代表者（代表構成員）とする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、本事業の履行に関し、企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、企業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、企業体の解散後、企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝

等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の本事業の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額(運営委員会で定める。)については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本事業の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、企業体が〇〇業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第 18 条 企業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇設計共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

所在地

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

所在地

〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

工事監理共同企業体協定書

(目的)

第1条 当工事監理共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 伊奈町役場新庁舎整備事業（当該事業内容の変更に伴うものを含む。以下「本事業」という。）の工事監理
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当工事監理共同企業体は、○工事監理計共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 企業体は、事務所を○○県○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 企業体は、令和 年 月 日に成立し、本事業の竣工引渡し後の6か月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 本事業を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、本事業に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。
- 3 優先交渉権者として選定されなかつたときは、当企業体は、第1項の規定にかかわらず、本事業の優先交渉権者として選定しなかつた旨の通知があつた日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 県○○市○○町○○番地
- 株式会社
- 県○○市○○町○○番地
- 株式会社

(代表者の名称)

第6条 企業体は、○○株式会社を代表者（代表構成員）とする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、本事業の履行に関し、企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、企業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、企業体の解散後、企業体

の代表者である企業が破産又は解散した場合には、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の本事業の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本事業の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する企業体の責任を免れるも

のではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、企業体が〇〇業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第18条 企業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇工事監理共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

所在地

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

所在地

〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

(様式5-3)

特定建設工事共同企業体協定書(甲型)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 伊奈町発注に係る「伊奈町役場新庁舎整備事業」(当該内容の変更に伴う工事を含む。以下「工事」という。)の請負
- (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____甲型特定共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、_____年____月____日に成立し、工事の請負契約の履行を完了するまでは解散することができない。

- 2 工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散する。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 _____
商号又は名称 _____

住 所 _____
商号又は名称 _____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、入札に関する事項及び建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行なうことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含

む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 構成員の出資の割合は次のとおりとし、当該建設工事の請負代金の変更があってもこの比率は変えないものとする。

_____	株式会社	_____	%
_____	株式会社	_____	%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、運営委員会がその価格を評価する。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行及び下請契約その他の工事の実施に伴い、当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、____銀行____支店とし、企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成のとき、当該建設工事について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 当該建設工事を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当該建設工事の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

第13条 前条第1項の規定による決算の結果、利益又は欠損を生じた場合、構成員は第8条の規定による出資の割合によって、利益の配分を受け、又は欠損を負担する。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 構成員は、この協定書に基づく権利義務を第三者に承継させてはならない。

(履行途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができる。

- 2 前項の場合において、代表者は除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第15条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第18条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができる。

(解散後の契約不適合責任)

第19条 当企業体解散後、当該工事につき契約の内容に適さない点が発見さ

れたときは、構成員が共同連帯して担保の責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外____社は、上記のとおり_____甲型特定
建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本
通及び副本____通を作成し、各構成員が記名捺印の上、正本については構成員
各自が所持する。

_____年 月 日

(共同企業体の名称)

_____甲型特定共同企業体

(代表者) 住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

(構成員) 住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

質 問 書

伊奈町長 大島 清 あて

所 在 地
商号又は名称
代表者 氏 名

「伊奈町役場新庁舎整備事業 設計・施工一括発注に伴う公募型プロポーザル」に係る実施要領等について、下記のとおり、質問を提出致します。

提 出 者	
会社名	
(ふりがな) 担当者氏名	
所属	
所在地	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

No.	資料名称	頁	該当箇所			質問内容
例	実施要領	3	3	(1)	1) ①	(簡潔に記載すること)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

- ※ 「資料名称」欄には、実施要領、要求水準等の資料名称を記載すること。
- ※ 「該当箇所」欄は、該当箇所が分かるように適宜記載すること。
- ※ 質問は1問ずつ記載すること。
- ※ 行が不足する場合は適宜追加すること。

共創対話申込書

伊奈町長 大島 清 あて

(代表者) 所在地
商号又は名称
代表者氏名

「伊奈町役場新庁舎整備事業 設計・施工一括発注に伴う公募型プロポーザル」における共創対話の実施を
申込します。

出席予定者名簿

番号	氏名 (ふりがな)	所属/役職	担当する業務 (予定)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※ 技術提案書提出要請者に所属する者で、10名以内とすること。

- 添付資料
- ・ 共創対話協議事項 (様式8)
 - ・ 共創対話に用いる提案資料

共創対話協議事項

提出者	
技術提案書提出要請者名	
(ふりがな) 担当者氏名	
所属	
所在地	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

No.	資料名称	頁	内容

※ 「資料名称」欄には、技術提案書、要求水準書等の資料名称を記載すること。

※ 行が不足する場合は適宜追加すること。

技術提案書等提出届

伊奈町長 大島 清 あて

(代表者) 所在地
商号又は名称
代表者氏名

「伊奈町役場新庁舎整備事業 設計・施工一括発注に伴う公募型プロポーザル」の実施要領に基づき、下記の資料を提出いたします。なお、提出書類及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 技術提案書 (様式10-1~7)
- 2 地域貢献提案書 (様式11)
- 3 技術提案書参考資料
- 4 提案時見積書 (様式12-1)
提案時見積内訳書 (様式12-2)
- 5 VE 提案総括表 (様式13-1)
VE 提案説明資料 (様式13-2)

以上

(様式10-1) 技術提案書

評価項目：業務の実施方針とプロジェクト取り組み体制（設計・施工）

- ※ 会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、技術提案書提出者を特定できる表現は不可とする。
- ※ 評価項目「業務の実施方針とプロジェクト取り組み体制（設計・施工）」について、A3横片面1ページ以内で記載すること。
- ※ 主な評価の視点に沿って提案内容を記載すること。
- ※ 文字サイズは、図表中を除き10.5ポイント以上とすること。
- ※ 枠外右上の受付番号欄に、技術提案書提出要請者の通知に記載された受付番号を記入すること。
- ※ 枠外下部中央にページ番号を記載すること。

(様式10-2) 技術提案書

評価項目：町民サービス、執務環境の向上に寄与する機能性・効率性の高い庁舎計画

- ※ 会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、技術提案書提出者を特定できる表現は不可とする。
- ※ 評価項目「町民サービス、執務環境の向上に寄与する機能性・効率性の高い庁舎計画」について、A3横片面4ページ以内で記載すること。
- ※ 主な評価の視点に沿って提案内容を記載すること。
- ※ 文字サイズは、図表中を除き10.5ポイント以上とすること。
- ※ 枠外右上の受付番号欄に、技術提案書提出要請者の通知に記載された受付番号を記入すること。
- ※ 枠外下部中央にページ番号を記載すること。

(様式10-3) 技術提案書

評価項目：防災・防犯拠点機能を備えた庁舎計画

- ※ 会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、技術提案書提出者を特定できる表現は不可とする。
- ※ 評価項目「防災・防犯拠点機能を備えた庁舎計画」について、A3横片面1ページ以内で記載すること。
- ※ 主な評価の視点に沿って提案内容を記載すること。
- ※ 文字サイズは、図表中を除き10.5ポイント以上とすること。
- ※ 枠外右上の受付番号欄に、技術提案書提出要請者の通知に記載された受付番号を記入すること。
- ※ 枠外下部中央にページ番号を記載すること。

(様式10-4) 技術提案書

評価項目：環境に配慮した庁舎計画

- ※ 会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、技術提案書提出者を特定できる表現は不可とする。
- ※ 評価項目「環境に配慮した庁舎計画」について、A3横片面1ページ以内で記載すること。
- ※ 主な評価の視点に沿って提案内容を記載すること。
- ※ 文字サイズは、図表中を除き10.5ポイント以上とすること。
- ※ 枠外右上の受付番号欄に、技術提案書提出要請者の通知に記載された受付番号を記入すること。
- ※ 枠外下部中央にページ番号を記載すること。

(様式10-5) 技術提案書

評価項目：工程計画（設計・施工）

- ※ 会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、技術提案書提出者を特定できる表現は不可とする。
- ※ 評価項目「工程計画（設計・施工）」について、A3横片面1ページ以内で記載すること。
- ※ 主な評価の視点に沿って提案内容を記載すること。
- ※ 文字サイズは、図表中を除き10.5ポイント以上とすること。
- ※ 枠外右上の受付番号欄に、技術提案書提出要請者の通知に記載された受付番号を記入すること。
- ※ 枠外下部中央にページ番号を記載すること。

(様式10-6) 技術提案書

評価項目：施工計画

- ※ 会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、技術提案書提出者を特定できる表現は不可とする。
- ※ 評価項目「施工計画」について、A3横片面1ページ以内で記載すること。
- ※ 主な評価の視点に沿って提案内容を記載すること。
- ※ 文字サイズは、図表中を除き10.5ポイント以上とすること。
- ※ 枠外右上の受付番号欄に、技術提案書提出要請者の通知に記載された受付番号を記入すること。
- ※ 枠外下部中央にページ番号を記載すること。

(様式10-7) 技術提案書

評価項目：品質確保とコストコントロール・その他の提案

- ※ 会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、技術提案書提出者を特定できる表現は不可とする。
- ※ 評価項目「品質確保とコストコントロール・その他の提案」について、A3横片面1ページ以内で記載すること。
- ※ 主な評価の視点に沿って提案内容を記載すること。
- ※ 文字サイズは、図表中を除き10.5ポイント以上とすること。
- ※ 枠外右上の受付番号欄に、技術提案書提出要請者の通知に記載された受付番号を記入すること。
- ※ 枠外下部中央にページ番号を記載すること。

(様式 1 1) 地域貢献提案書

評価項目：地域貢献（地域貢献関心表明書の添付が望ましい）

- ※ 会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、技術提案書提出者を特定できる表現は不可とする。
- ※ 「地域貢献点等に関する提案内容」について、A 3 横片面 1 ページ以内で記載すること。
- ※ 主な評価の視点に沿って提案内容を記載すること。
- ※ 文字サイズは、図表中を除き 10.5 ポイント以上とすること。
- ※ 枠外右上の受付番号欄に、技術提案書提出要請者の通知に記載された受付番号を記入すること。
- ※ 枠外下部中央にページ番号を記載すること。

提案時見積書

伊奈町長 大島 清 あて

(代表者) 所在地
商号又は名称
代表者氏名

「伊奈町役場新庁舎整備事業 設計・施工一括発注に伴う公募型プロポーザル」の実施要領に定められた事項を承諾の上、下記の金額により提案時見積書を提出いたします。

記

事業名 伊奈町役場新庁舎整備事業

見積金額

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

*金額の左端は¥で締めること。

*金額欄には、消費税及び地方消費税相当額を除いた額を記入すること。

提案時見積内訳書

(円)

1. 施工に係る費用

I 庁舎棟 新築工事	A 建築工事	1 直接仮設工事		
		2 土工事		
		3 地業		
		4 鉄筋工事		
		5 コンクリート工事		
		6 型枠工事		
		7 鉄骨工事		
		8 Pca工事		
		9 免震装置工事		
		10 既成コンクリート工事		
		11 防水工事		
		12 石工事		
		13 タイル工事		
		14 木工事		
		15 屋根及び樋工事		
		16 左官工事		
		17 建具工事		
		18 ガラス工事		
		19 塗装工事		
		20 内外装工事		
		21 仕上ユニット工事		
		22 サイン工事		
		A 建築工事 計		
	B 電気設備 工事	1 電力引込み工事		
		2 受変電設備工事		
		3 自家発電設備工事		
		4 中央監視設備工事		
		5 幹線設備工事		
		6 動力設備工事		
		7 電灯コンセント設備工事		
		8 通信回線引込み工事		
		9 拡声放送設備工事		
		10 TV共聴設備工事		
		11 監視カメラ設備工事		
		12 セキュリティ設備工事		
		13 防災設備工事		
		14 AV設備工事		
		15 駐車管制設備工事		
		16 電話交換設備工事		
		17 インターホン設備工事		
		18 避雷針設備工事		
	B 電気設備工事 計			
	C 給排水衛生 設備工事	1 給水設備工事	a 屋外上水設備工事	
			b 屋内上水設備工事	
			1 給水設備工事 計	
		2 衛生器具設備工事		
		3 給湯設備工事		
4 排水設備工事		a 屋外排水設備工事		
		b 屋内排水設備工事		
		4 排水設備工事 計		
5 消火設備工事				
6 ガス設備工事				
C 給排水衛生設備工事 計				

	D 空調設備 工事	1 空調機器設備工事	
		2 空調配管設備工事	
		3 空調ダクト設備工事	
		4 換気設備工事	
		5 排煙設備工事	
		6 自動制御設備工事	
		D 空調設備工事 計	
	E 昇降機設備工事		
	G 外構工事	1 囲障工事	
		2 舗装工事	
		3 雨水排水工事	
		4 植栽工事	
		5 その他工事 (工作物等)	
		G 外構工事 計	
H 庁舎棟新築工事 直接工事費 計 (A~G)			
I 共通仮設費			
J 諸経費			
K 庁舎棟新築工事 工事価格 (税抜)			
庁舎棟新築工事 工事費 (税込) ①			
II 別棟 新築工事	A 建築工事	1 直接仮設工事	
		2 土工事	
		3 地業	
		4 鉄筋工事	
		5 コンクリート工事	
		6 型枠工事	
		7 鉄骨工事	
		8 Pca工事	
		9 免震装置工事	
		10 既成コンクリート工事	
		11 防水工事	
		12 石工事	
		13 タイル工事	
		14 木工事	
		15 屋根及び樋工事	
		16 左官工事	
		17 建具工事	
		18 ガラス工事	
		19 塗装工事	
		20 内外装工事	
		21 仕上ユニット工事	
		22 サイン工事	
		23 特殊工事	
		A 建築工事 計	
	B 電気設備 工事	1 電力引込み工事	
		2 受変電設備工事	
		3 自家発電設備工事	
		4 中央監視設備工事	
		5 幹線設備工事	
		6 動力設備工事	
		7 電灯コンセント設備工事	
		8 通信回線引き込み工事	
		9 拡声放送設備工事	
		10 TV共聴設備工事	
11 監視カメラ設備工事			
12 セキュリティ設備工事			
13 防災設備工事			
14 AV設備工事			

	15 駐車管制設備工事	
	16 電話交換設備工事	
	17 インターホン設備工事	
	18 避雷針設備工事	
	B 電気設備工事 計	
C 給排水衛生設備工事	1 給水設備工事	a 屋外上水設備工事
		b 屋内上水設備工事
		1 給水設備工事 計
	2 衛生器具設備工事	
	3 給湯設備工事	
	4 排水設備工事	a 屋外排水設備工事
		b 屋内排水設備工事
		4 排水設備工事 計
	5 消火設備工事	
	6 ガス設備工事	
	C 給排水衛生設備工事 計	
D 空調設備工事	1 空調機器設備工事	
	2 空調配管設備工事	
	3 空調ダクト設備工事	
	4 換気設備工事	
	5 排煙設備工事	
	6 自動制御設備工事	
	D 空調設備工事 計	
E 外構工事	1 困障工事	
	2 舗装工事	
	3 雨水排水工事	
	4 植栽工事	
	5 その他工事 (工作物等)	
	E 外構工事 計	
F 別棟新築工事 直接工事費 計 (A～E)		
G 共通仮設費		
H 諸経費		
I 別棟新築工事 工事価格 (税抜)		
別棟新築工事 工事費 (税込) ②		

(様式12-2)

受付番号：

Ⅲ 既存棟解体 ・外構工事	A 既存解体撤去工事			
	B 外構工事			
	C 設備等切り 回し工事	1 建築工事		
		2 電気設備工事		
		3 給排水衛生設備		
		4 空調和設備工事		
	D 既存棟解体・外構工事 直接工事費 計 (A～C)			
	E 共通仮設費			
F 諸経費				
G 既存棟解体・外構工事 工事価格 (税抜)				
既存棟解体・外構工事 工事費 (税込) ③				
工事費合計 (税込) ④ (①+②+③)				

2. 設計・監理等に係る費用			
Ⅰ 設計業務	A 直接人件費	1 基本設計業務	
		2 実施設計業務	
		3 設計意図伝達業務	
		A 直接人件費 計	
	B 直接経費+間接経費		
C 技術料			
I 新築・既存棟改修 設計業務 計			
Ⅱ 既存棟解体 設計業務	A 直接人件費		
	B 直接経費+間接経費		
	C 技術料		
II 既存棟解体 設計業務 計			
Ⅲ 監理業務	A 直接人件費		
	B 直接経費+間接経費		
	C 技術料		
III 監理業務 計			
設計・監理業務費計 (税抜) I + II + III			
設計・監理業務費計 (税込) ⑤			
事業費合計 (税込) ④+⑤			

提案の概要：

改 善 前

改 善 後

- ※ 様式 1 3 - 1 に記載した改善提案項目のうち説明が必要な項目について、改善前後の概要を、
図面等を用いて簡潔に説明すること。
- ※ 会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、技術提案書提出者を特定できる表現は不可とする。
- ※ 文字サイズは、図表中を除き 10.5 ポイント以上とすること。
- ※ 枠外右上の受付番号欄に、技術提案書提出要請者の通知に記載された受付番号を記入すること。
- ※ 枠外右上の番号欄に、様式 1 3 - 1 に記載した通し番号を記入すること。

改善された技術提案書等提出届

伊奈町長 大島 清 あて

(代表者) 所在地
商号又は名称
代表者氏名

「伊奈町役場新庁舎整備事業 設計・施工一括発注に伴う公募型プロポーザル」の実施要領に基づき、下記の資料を提出いたします。なお、提出書類及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 改善された技術提案書 (様式15-1~7)
- 2 改善された地域貢献提案書 (様式16)
- 3 改善された技術提案書参考資料
- 4 改善された提案時見積書 (様式17-1)
改善された提案時見積内訳書 (様式17-2)
- 5 提案概要書 (様式18)

以上

(様式15-1) 改善された技術提案書

評価項目：業務の実施方針とプロジェクト取り組み体制（設計・施工）

- ※ 会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、技術提案書提出者を特定できる表現は不可とする。
- ※ 評価項目「業務の実施方針とプロジェクト取り組み体制（設計・施工）」について、A3横片面1ページ以内で記載すること。
- ※ 主な評価の視点に沿って提案内容を記載すること。
- ※ 文字サイズは、図表中を除き10.5ポイント以上とすること。
- ※ 枠外右上の受付番号欄に、技術提案書提出要請者の通知に記載された受付番号を記入すること。
- ※ 枠外下部中央にページ番号を記載すること。

(様式15-2) 改善された技術提案書

評価項目：町民サービス、執務環境の向上に寄与する機能性・効率性の高い庁舎計画

- ※ 会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、技術提案書提出者を特定できる表現は不可とする。
- ※ 評価項目「町民サービス、執務環境の向上に寄与する機能性・効率性の高い庁舎計画」について、A3横片面4ページ以内で記載すること。
- ※ 主な評価の視点に沿って提案内容を記載すること。
- ※ 文字サイズは、図表中を除き10.5ポイント以上とすること。
- ※ 枠外右上の受付番号欄に、技術提案書提出要請者の通知に記載された受付番号を記入すること。
- ※ 枠外下部中央にページ番号を記載すること。

(様式15-3) 改善された技術提案書

評価項目：防災・防犯拠点機能を備えた庁舎計画

- ※ 会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、技術提案書提出者を特定できる表現は不可とする。
- ※ 評価項目「防災・防犯拠点機能を備えた庁舎計画」について、A3横片面1ページ以内で記載すること。
- ※ 主な評価の視点に沿って提案内容を記載すること。
- ※ 文字サイズは、図表中を除き10.5ポイント以上とすること。
- ※ 枠外右上の受付番号欄に、技術提案書提出要請者の通知に記載された受付番号を記入すること。
- ※ 枠外下部中央にページ番号を記載すること。

(様式15-4) 改善された技術提案書

評価項目：環境に配慮した庁舎計画

- ※ 会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、技術提案書提出者を特定できる表現は不可とする。
- ※ 評価項目「環境に配慮した庁舎計画」について、A3横片面1ページ以内で記載すること。
- ※ 主な評価の視点に沿って提案内容を記載すること。
- ※ 文字サイズは、図表中を除き10.5ポイント以上とすること。
- ※ 枠外右上の受付番号欄に、技術提案書提出要請者の通知に記載された受付番号を記入すること。
- ※ 枠外下部中央にページ番号を記載すること。

(様式15-5) 改善された技術提案書

評価項目：工程計画（設計・施工）

- ※ 会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、技術提案書提出者を特定できる表現は不可とする。
- ※ 評価項目「工程計画（設計・施工）」について、A3横片面1ページ以内で記載すること。
- ※ 主な評価の視点に沿って提案内容を記載すること。
- ※ 文字サイズは、図表中を除き10.5ポイント以上とすること。
- ※ 枠外右上の受付番号欄に、技術提案書提出要請者の通知に記載された受付番号を記入すること。
- ※ 枠外下部中央にページ番号を記載すること。

(様式15-6) 改善された技術提案書

評価項目：施工計画

- ※ 会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、技術提案書提出者を特定できる表現は不可とする。
- ※ 評価項目「施工計画」について、A3横片面1ページ以内で記載すること。
- ※ 主な評価の視点に沿って提案内容を記載すること。
- ※ 文字サイズは、図表中を除き10.5ポイント以上とすること。
- ※ 枠外右上の受付番号欄に、技術提案書提出要請者の通知に記載された受付番号を記入すること。
- ※ 枠外下部中央にページ番号を記載すること。

(様式15-7) 改善された技術提案書

評価項目：品質確保とコストコントロール・その他の提案

- ※ 会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、技術提案書提出者を特定できる表現は不可とする。
- ※ 評価項目「品質確保とコストコントロール・その他の提案」について、A3横片面1ページ以内で記載すること。
- ※ 主な評価の視点に沿って提案内容を記載すること。
- ※ 文字サイズは、図表中を除き10.5ポイント以上とすること。
- ※ 枠外右上の受付番号欄に、技術提案書提出要請者の通知に記載された受付番号を記入すること。
- ※ 枠外下部中央にページ番号を記載すること。

(様式16) 改善された地域貢献提案書

評価項目：地域貢献（地域貢献関心表明書の添付が望ましい）

- ※ 会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、技術提案書提出者を特定できる表現は不可とする。
- ※ 「地域貢献点等に関する提案内容」について、A3横片面1ページ以内で記載すること。
- ※ 主な評価の視点に沿って提案内容を記載すること。
- ※ 文字サイズは、図表中を除き10.5ポイント以上とすること。
- ※ 枠外右上の受付番号欄に、技術提案書提出要請者の通知に記載された受付番号を記入すること。
- ※ 枠外下部中央にページ番号を記載すること。

改善された提案時見積書

伊奈町長 大島 清 あて

(代表者) 所在地
商号又は名称
代表者氏名

「伊奈町役場新庁舎整備事業 設計・施工一括発注に伴う公募型プロポーザル」の実施要領に定められた事項を承諾の上、下記の金額により改善された提案時見積書を提出いたします。

記

事業名 伊奈町役場新庁舎整備事業

見積金額

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

*金額の左端は¥で締めること。

*金額欄には、消費税及び地方消費税相当額を除いた額を記入すること。

改善された提案時見積内訳書

(円)

1. 施工に係る費用			
I 庁舎棟 新築工事	A 建築工事	1 直接仮設工事	
		2 土工事	
		3 地業	
		4 鉄筋工事	
		5 コンクリート工事	
		6 型枠工事	
		7 鉄骨工事	
		8 Pca工事	
		9 免震装置工事	
		10 既成コンクリート工事	
		11 防水工事	
		12 石工事	
		13 タイル工事	
		14 木工事	
		15 屋根及び樋工事	
		16 左官工事	
		17 建具工事	
		18 ガラス工事	
		19 塗装工事	
		20 内外装工事	
		21 仕上ユニット工事	
		22 サイン工事	
		A 建築工事 計	
	B 電気設備 工事	1 電力引込み工事	
		2 受変電設備工事	
		3 自家発電設備工事	
		4 中央監視設備工事	
		5 幹線設備工事	
		6 動力設備工事	
		7 電灯コンセント設備工事	
		8 通信回線引き込み工事	
		9 拡声放送設備工事	
		10 TV共聴設備工事	
		11 監視カメラ設備工事	
		12 セキュリティ設備工事	
		13 防災設備工事	
		14 AV設備工事	
		15 駐車管制設備工事	
		16 電話交換設備工事	
		17 インターホン設備工事	
		18 避雷針設備工事	
	B 電気設備工事 計		

C 給排水衛生 設備工事	1 給水設備工事	a 屋外上水設備工事		
		b 屋内上水設備工事		
		1 給水設備工事 計		
	2 衛生器具設備工事			
	3 給湯設備工事			
	4 排水設備工事	a 屋外排水設備工事		
		b 屋内排水設備工事		
		4 排水設備工事 計		
	5 消火設備工事			
	6 ガス設備工事			
	C 給排水衛生設備工事 計			
	D 空調設備 工事	1 空調機器設備工事		
		2 空調配管設備工事		
		3 空調ダクト設備工事		
		4 換気設備工事		
		5 排煙設備工事		
		6 自動制御設備工事		
		D 空調設備工事 計		
	E 昇降機設備工事			
	G 外構工事	1 囲障工事		
		2 舗装工事		
		3 雨水排水工事		
		4 植栽工事		
5 その他工事 (工作物等)				
G 外構工事 計				
H 庁舎棟新築工事 直接工事費 計 (A~G)				
I 共通仮設費				
J 諸経費				
K 庁舎棟新築工事 工事価格 (税抜)				
庁舎棟新築工事 工事費 (税込) ①				

II 別棟 新築工事	A 建築工事	1 直接仮設工事	
		2 土工事	
		3 地業	
		4 鉄筋工事	
		5 コンクリート工事	
		6 型枠工事	
		7 鉄骨工事	
		8 Pca工事	
		9 免震装置工事	
		10 既成コンクリート工事	
		11 防水工事	
		12 石工事	
		13 タイル工事	
		14 木工事	
		15 屋根及び樋工事	
		16 左官工事	
		17 建具工事	
		18 ガラス工事	
		19 塗装工事	
		20 内外装工事	
		21 仕上ユニット工事	
		22 サイン工事	
		23 特殊工事	
		A 建築工事 計	

B 電気設備 工事	1	電力引込み工事	
	2	受変電設備工事	
	3	自家発電設備工事	
	4	中央監視設備工事	
	5	幹線設備工事	
	6	動力設備工事	
	7	電灯コンセント設備工事	
	8	通信回線引き込み工事	
	9	拡声放送設備工事	
	10	T V 共聴設備工事	
	11	監視カメラ設備工事	
	12	セキュリティ設備工事	
	13	防災設備工事	
	14	A V 設備工事	
	15	駐車管制設備工事	
	16	電話交換設備工事	
	17	インターホン設備工事	
	18	避雷針設備工事	
B 電気設備工事 計			
C 給排水衛生 設備工事	1	給水設備工事	a 屋外上水設備工事
			b 屋内上水設備工事
		1 給水設備工事 計	
	2	衛生器具設備工事	
	3	給湯設備工事	
	4	排水設備工事	a 屋外排水設備工事
			b 屋内排水設備工事
		4 排水設備工事 計	
	5	消火設備工事	
	6	ガス設備工事	
C 給排水衛生設備工事 計			
D 空調設備 工事	1	空調機器設備工事	
	2	空調配管設備工事	
	3	空調ダクト設備工事	
	4	換気設備工事	
	5	排煙設備工事	
	6	自動制御設備工事	
	D 空調設備工事 計		
E 外構工事	1	困障工事	
	2	舗装工事	
	3	雨水排水工事	
	4	植栽工事	
	5	その他工事 (工作物等)	
	E 外構工事 計		
F 別棟新築工事 直接工事費 計 (A～E)			
G 共通仮設費			
H 諸経費			
I 別棟新築工事 工事価格 (税抜)			
別棟新築工事 工事費 (税込) ②			

Ⅲ 既存棟解体 ・外構工事	A 既存解体撤去工事			
	B 外構工事			
	C 設備等切り 回し工事	1 建築工事		
		2 電気設備工事		
		3 給排水衛生設備		
		4 空気調和設備工事		
	D 既存棟解体・外構工事 直接工事費 計 (A～C)			
	E 共通仮設費			
F 諸経費				
G 既存棟解体・外構工事 工事価格 (税抜)				
既存棟解体・外構工事 工事費 (税込) ③				
工事費合計 (税込) ④ (①+②+③)				

2. 設計・監理等に係る費用			
Ⅰ 設計業務	A 直接人件費	1 基本設計業務	
		2 実施設計業務	
		3 設計意図伝達業務	
		A 直接人件費 計	
	B 直接経費+間接経費		
C 技術料			
Ⅰ 新築・既存棟改修 設計業務 計			
Ⅱ 既存棟解体 設計業務	A 直接人件費		
	B 直接経費+間接経費		
	C 技術料		
Ⅱ 既存棟解体 設計業務 計			
Ⅲ 監理業務	A 直接人件費		
	B 直接経費+間接経費		
	C 技術料		
Ⅲ 監理業務 計			
設計・監理業務費計 (税抜) Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ			
設計・監理業務費計 (税込) ⑤			
事業費合計 (税込) ④+⑤			

- ※ 町ホームページにて公表することを前提に作成すること。
- ※ 会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、技術提案書提出者を特定できる表現は不可とする。
- ※ A3横片面2ページ以内で記載すること。
- ※ 文字サイズは、図表中を除き10.5ポイント以上とすること。
- ※ 枠外右上の受付番号欄に、技術提案書提出要請者の通知に記載された受付番号を記入すること。

資料受領申請書兼誓約書

伊奈町長 大島 清 あて

(代表者) 所在地
商号又は名称
代表者氏名

「伊奈町役場新庁舎整備事業 設計・施工一括発注に伴う公募型プロポーザル」への関心を表明し、合わせて同事業の要求水準書に関する資料等の受領を申請します。

発注者から貸与若しくは配布された資料等により知り得た情報（ただし、発注者がホームページ等において公表した資料は除く。）は、当社及び本事業に係る最低限の協力会社（以下「関係者」という。）において、秘密情報として保持するとともに、一切他の用途には使用せず、関係者以外に漏らさないことを誓約いたします。

また、本事業への提案検討にあたり、複写した資料についても、関係者以外に漏洩しないよう厳重に管理し、検討後は処分することを誓約いたします。

(受領者)

会社名 _____

電話 _____

メールアドレス _____

役職 _____

受領者氏名 _____ 印

地域貢献関心表明書

様

(提出者) 所在地
会社名
氏名

貴社が「伊奈町役場新庁舎整備事業」の受注者となった際には、本事業に参画することに対して関心を表明します。

業務内容：